

一般事業主行動計画

亀岡保育園 本園及び分園

職員が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けられる職場環境を整備するため、次世代育成支援対策推進法に基づき、次の行動計画を定める。

1 計画期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日までの 5 年間

2 目標及び対策

目標 1 育児休業の取得と職場復帰を個別に支援する

育児休業取得予定者への面談及び育休復帰支援プランの作成・実施率を 100%とする。

令和 8 年 10 月から：支援方針を全職員に周知する。対象職員と休業開始前に面談し、業務の整理・引継ぎ、休業中の情報提供及び復帰支援を定めた個別プランを作成し、プランに基づく引継ぎを行う。産前休業から連続して育児休業に入る場合は、産前休業開始前に実施する。

計画期間を通じて：代替職員の確保と業務分担を行う。本人の希望に沿って休業中の情報提供を行い、復帰前面談で勤務条件等を確認し、復帰後も継続して相談に対応する。

目標 2 男性職員の育児休業取得を促進する

計画期間中の男性職員の育児休業等取得率を 50%以上とする。

令和 8 年 10 月から：育児休業・出生時育児休業等の制度と相談窓口を全職員に周知する。本人又は配偶者の妊娠・出産の申出を受けた際は、個別に制度を説明し、取得意向を確認する。

計画期間を通じて：本人の意向を尊重し、取得時期や業務分担を調整する。毎年度、取得状況を確認し、取得しにくい要因を改善する。対象者がいない場合も周知を継続する。

目標 3 時間外労働を削減する

計画期間終了時まで、フルタイム職員 1 人当たりの各月の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数の平均を 15 時間以下とする。

令和 8 年 10 月から令和 9 年 3 月まで：勤怠記録を基に労働時間の実態を把握し、会議、保育記録及び行事準備等の業務を点検する。

令和 9 年 4 月から：記録様式の見直し、会議時間の短縮、業務分担及び勤務シフトの調整を進める。毎月実績を確認し、負担の偏りや長時間労働を改善する。

3 実施体制及び公表

園長を実施責任者とし、事務長が進捗を管理する。本計画を法人・園のホームページ等で公表し、掲示又は文書配付等により全職員へ周知する。毎年度、職員の意見と実績を踏まえて評価し、必要に応じて見直す。

令和 8 年 10 月 1 日制定